

三田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 省略 (出産育児一時金)</p> <p>第11条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>350,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第12条～第20条 省略 付 則</p> <p>1～2 省略 <u>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</u></p> <p>3 被保険者又は被保険者であつた者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第11条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。</p>	<p>第1条～第10条 省略 (出産育児一時金)</p> <p>第11条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>390,000 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第12条～第20条 省略 付 則</p> <p>1～2 省略</p>